

議 長 日程第4「議案第3号松田町税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第3号松田町税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。平成31年3月5日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

税 務 課 長 それでは、議案第3号松田町税条例の一部を改正する条例につきまして説明させていただきます。地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして条文の整備等を図るものでございます。

一部改正の内容でございますが、大きく2つございまして、1つ目が法人町民税でございますが、地域間の財政力の格差是正を図るため、地方税法における法人町民税法人税割の税率が3.7%引き下げられ、その引き下げ相当分が国税化をされております。これに伴い、本町においても法人町民税法人税割の税率を100分の9.7から100分の6に改めさせていただきます。

2つ目が軽自動車税に関するものでございます。県税である軽自動車取得税が廃止をされ、町税として軽自動車税に新たに環境性能割が創設され、従来の軽自動車税につきましては種別割に名称が変更となりました。また、環境性能割は軽自動車取得時に課税されるもののため、当分の間は軽自動車取得税と同様に県が賦課徴収等の事務を行います。なお、県が事務を行うことから、減免規定等につきましては県の条例に合わせることから、あわせて条文の整備を行うものでございます。

それでは、議案を5枚おめくりいただき、6枚目の参考資料、新旧対照表をごらんください。右側が現行、左側が改正案でございます。1ページ目、改正案の第8条は、軽自動車税の環境性能割の創設に伴い、従来の軽自動車税を種別割に改めるものでございます。これは文言の改正のため、税額の改定はございません。

次に、第14条は、法人税割の税率を100分の9.7から100分の6に改めるもの

でございます。

次に、28条を第28条の7とし、新たに第28条から第28条の6を追加するもの  
でございます。改正後の第28条は、環境性能割及び種別割の納税義務者に関する  
規定です。第28条の2は、軽自動車税を課税するに当たり、売り主や販売事  
業者など、軽自動車の取得者とみなして課税する規定です。第28条の3は、環  
境性能割を課税する際に使用する課税標準の算定に関する規定。第28条の4は、  
環境性能割の燃費基準に応じた税率の規定。第28条の5は、環境性能割は申告  
により納付することの規定。第28条の6は、環境性能割の減免に関する規定で  
ございますが、当分の間、神奈川県が賦課徴収の事務を行うことから、内容に  
ついては県の条例と合わせております。減免の対象は、公益のために専用する  
ものや、身体障害者等で歩行が困難な者もしくはその身体障害者等のために生  
計を一にする者、または、その身体障害者等を常時介護する者が運転する軽自  
動車などとしております。第28条の7は、改正前の第28条で、商品で使用しな  
い軽自動車には種別割を免除する規定でございます。第29条から第34条までは、  
環境性能割の創設に伴い、従来の軽自動車税を種別割に改め、上位法による字  
句及び引用部分等を整備したものでございます。

6ページをごらんください。附則第11項及び第12項につきましては、固定資  
産税に関する改正でございますけれども、上位法による引用部分等の改正がご  
ざいましたので、その整備をしたものでございます。7ページから8ページの  
第14項から第20項までは、環境性能割に関する規定を新たに追加するもので  
ございます。税率の特例や神奈川県が事務を行うことによる読みかえ規定。また、  
町が県に対して交付する徴収取扱費について定めております。9ページ、第21  
項は種別割の税率の特例。以降は項ずれによる改正でございます。

最後に議案本文の6ページをごらんください。第1項、施行期日でございます。  
法人町民税、軽自動車税に関する改正は平成31年10月1日から、その他に  
ついては施行の日からとするものでございます。第2項から第5項では、経過  
措置といたしまして、それぞれ適用となる期日とそれ以前の取り扱いについて  
定めております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほど、お願いいた

議

します。

長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略をして採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第3号松田町税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。